

平成 22 年 5 月 31 日現在

研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2006～2009
 課題番号：18530037
 研究課題名（和文） 国際裁判管轄の合意に関するハーグ条約とその作成経緯に関する研究
 研究課題名（英文） Research on the Hague Convention on Choice of Court Agreements and its Legislative History
 研究代表者
 道垣内 正人（DOGAUCHI MASATO）
 早稲田大学・法学大学院・教授
 研究者番号：70114577

研究成果の概要（和文）：ハーグ国際私法会議が 2005 年に採択した「管轄合意に関する条約」について、その作成経緯に遡って検討・分析し、各国の国際裁判管轄・外国判決承認執行に関するルールについての考え方の違い及び共通性を明らかにするとともに、国際商事仲裁との比較を通じて、問題点を明らかにした。そして、その成果を、法制審議会委員として日本における国際裁判管轄に関する新規立法に生かすべく議論を行った。

研究成果の概要（英文）：The legislative history of the Convention on Choice of Court Agreements, which was adopted in 2005 by the Hague Conference on Private International Law, was analyzed in order to make clear differences and similarities of countries in respect of judicial jurisdiction and recognition/enforcement of foreign judgments. Comparison between choice of court agreements and arbitration agreements was also made in order to have crucial points. The outcomes were utilized in the discussion on the new Japanese rules of judicial jurisdiction in the Legislative Counsel Meetings at the Ministry of Justice of Japan.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	800,000	0	800,000
2007年度	900,000	270,000	1,170,000
2008年度	900,000	270,000	1,170,000
2009年度	700,000	210,000	910,000
年度			
総計	3,300,000	750,000	4,050,000

研究分野：国際私法

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：裁判管轄、管轄合意、ハーグ国際私法会議、国際民事手続法、国際商事仲裁、仲裁合意、仲裁条項

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本には国際裁判管轄に関する明文の規定はなく、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により条理に従っ

て定めるといふ判例法により処理されている。法的予測可能性が重要な国際裁判管轄の合意についても昭和 50 年(1975 年)の最高裁判決がリーディングケースとなっており、そ

ここで判断された事項はまだしも、判断されていない事項については学説等に委ねられており、不透明な状態にある。そのような中、1994年から議論が開始したハーグ国際私法会議における条約作成は、日本にとって単にルールを明確にすることができるだけでなく、判決の相互承認・執行義務を負うことにより、国際的な法秩序の安定に寄与するものとして注目された。しかし、アメリカと他の国々との考え方の違いは大きく、2005年に管轄合意に限定した条約が採択されるにとどまった。

(2) 2005年条約の骨格を構成しているのは、次の3つの規定である。第1は、管轄合意により選択された裁判所に裁判を行うことを義務付ける5条であり、第2は、選択されなかった裁判所に提訴された場合に、その裁判所に、その訴訟手続の停止又は訴えの却下を義務付ける6条であり、第3は、すべての締約国は、管轄合意により選択された他の締約国の裁判所の判決を承認・執行することを義務付ける8条・9条である。

(3) 2005年条約のうち注目される論点の一つは、専属管轄ルールとの関係である。すなわち、2条2項に定める事項のうち、不動産物権等(l)、法人の有効性・機関の決定等(m)、著作権・著作隣接権を除く知的財産権の有効性等(n・o)、公簿への登記等の有効性(p)、以上に関する訴訟は専属管轄ルールに服するとされ、これらに関する管轄合意は条約の対象から外される(多くの国で管轄合意の効力は否定されることになる)。もっとも、不動産の賃貸借については、ヨーロッパ諸国間で妥当している欧州共同体規則や条約(ブラッセル・ルガノ・ルールズ)では所在地国の専属管轄としているものの、そうではないとする国も少なくないことから議論がされたが、最終的には除外事項とされた。また、特許・商標等の侵害事件についても見解の対立があったが、ライセンス契約における管轄合意の有用性を低下させないことに配慮しつつ、コンセンサスを確保するため、除外されることになった。消費者契約及び労働契約については、ヨーロッパ諸国間で妥当しているブラッセル・ルガノ・ルールズでは、事後的な合意であるか、消費者・労働者からの提訴についてのみ消費者の常居所地や労務提供地等の弱者保護管轄に付加する管轄合意であるか、のいずれかでなければ管轄合意を認めないこととしているのに対して、アメリカ等にはその種の規則はない。そこで、これらの契約における管轄合意を適用除外としている(2条1項)。

(4) その他、2005年条約の規定のうち、日本法のあるべき方向を考える上で参考となるのは、次の諸点である。

管轄合意の形式的有効性

この条約の適用を受けるためには、合意は「書面」又は「後の参照の用に供しうる情報を残す他のすべての通信手段」によって締結されるか又は記録されなければならない(3条(c))。すなわち、この方式要件を満たす合意である限り本条約が適用され、これに上乗せの要件を加えることは許されないとの意味で最大限を画するものであり、他方、これよりも緩やかな方式でされた合意を国内法に基づいて有効とすることを妨げるものではないが、その場合には条約の対象外となる。

管轄合意の実質的有効性

合意の実質的成立要件は、合意された締約国の国際私法により指定される法律による(5条1項、6条(a))。外国判決の承認・執行においても、同じ法律により合意の有効性が判断されるが、この場合にはすでに裁判がされているので、「選択された裁判所が専属的管轄合意を有効であると決定した場合」にはそれをそのまま受け容れるべきことが規定されている(9条(a))。

行為能力

5条1項・6条(a)・9条(a)の「その合意が無効である場合」には、管轄合意をした当事者が能力を欠いていたために無効となる場合が含まれる。この点、日本は、6条(b)・9条(b)では能力の点をそれぞれ受訴国・承認執行を求められている国の国際私法に従って定まる法律によるべきことが規定されていることとの関係で、能力の問題は合意された締約国の国際私法により定まる法律によってもチェックされることを明確に規定することを求めた。議論の結果、その通りであるが、その旨コンセンサスが存在するとして明記はされなかった経緯がある。

選択された裁判所の義務の例外

管轄合意により選択された裁判所であっても、審理の遅滞を避けること等のために他の裁判所に移送することができ(5条3項b号)、その移送先の裁判所の下した判決も、その移送に適時に反対した当事者がいた場合を除き、この条約の承認執行対象となる(8条5項)。また、特に宣言をした場合には、「選択された裁判所が所在するという点を除き、自国と当事者又は紛争との間に関連性がない場合には、専属的管轄合意が適用される紛争についての裁判を拒否することができる」(19条)。これはアメリカが強く主張したものである。

そのほかには、条約の対象となる事項についての専属的管轄合意により選択された裁判所は、たとえば、英米において認められるフォーラム・ノン・コンヴィニエンスの法理に基づく裁量的な訴訟の停止や訴えの却下を含め、「その紛争は他の国の裁判所で裁判されるべきであるとの理由によって裁判管轄権の行使を控えてはならない」とされてい

る(5条2項)。

選択されなかった裁判所の義務の例外

選択されなかった裁判所に提訴された場合に、他の裁判所を専属とする管轄合意の存在にも関わらず裁判手続をすることが許されるのは、上記(3)記載の合意が無効である場合のほか、「その合意の効力を認めることが明らかな不正義をもたらすか、又は受訴裁判所所属国の公序に明らかに反する結果となる場合」(6条(c))、「当事者が左右することができない例外的な理由により、その合意が合理的には履行できない場合」(6条(d))、「選択された裁判所が当該事件を審理しないと決定した場合」(6条(e))である。

なお、6条(e)については、日本から、専属的合意管轄で選択された裁判所が国内管轄規定に基づいて事件を移送した場合についても、別の締約国の裁判所は事件を停止又は却下すべき旨提案した。しかし、一定の支持が得られたものの、有力な反対意見があり、結局、上記(4)記載の扱いをすることと引き替えに、6条(e)はそのような場合は含まず、他の裁判所は競合する訴訟をする可能性が残ることとなった。

(5) 日本としては、ルールの特明確化・透明化のために国際裁判管轄に関する新規立法をすべきであり、特に、国際裁判管轄の合意は国境を越えるビジネスの安定のためには明確なルール化が求められるものである。そして、これについては2005年条約の採択に至る経緯及びその最終的な内容を踏まえ、時である。その中でも、研究に値すると考えられた。

2. 研究の目的

日本としては、国際裁判管轄についてのルールの明確化のために独自に新規立法をすることが必要となっており、その中でも、国際裁判管轄の合意については、ハーグ国際私法会議が2005年に採択した管轄合意に関する条約を参考にして、日本法として据わりがよく、かつ、国際的にも受容されるバランスのよい立法を実現していくことにあった。

3. 研究の方法

(1) 国際裁判管轄の合意について、2005年条約の作成経緯並びにドラフト及び最終的な条約の内容を検討することにより、各国の考え方はどの点で一致し、どの点で異なるのか、そして、日本としてはどのように考えるべきかを検討した。

(2) また、国際裁判管轄の合意と並んで、国際ビジネス契約においては国際商事仲裁の合意がされることが少なくないところ、両者の違いと得失を明らかにすることにより、国際裁判管轄の合意の本質及び問題点を析出

した。

4. 研究成果

(1) 2005年条約の関連文書を整理・分析するとともに、条約国際学会等への参加を通じて諸外国の研究者等との議論を深めることができた。

(2) 最大の研究成果は、裁判管轄権をすべて対人的に捉えるのか、それとも普通裁判籍と特別裁判籍に分け、前者は対人的に捉え、後者は事物的に、すなわち、請求権との関連で捉えるのかという違いについての研究である。アメリカは管轄権の基礎を連邦憲法の適正手続条項に置いていることから、被告の財産権を犯すことになる可能性がある裁判を行うことが適正手続に反しないかどうかの問題とされ、被告との合理的関連性の有無が決め手とされる。これに対して、大陸法系諸国では、後者の見方がされている。

このような対立構造を踏まえて日本の管轄ルールを振り返ると、興味深いことが見えてくる。すなわち、日本法はもともと大陸法を継受したものであり、請求権を問わない普通裁判籍と請求ごとの特別裁判籍との組み合わせという枠組みで、訴訟要件としての明確性を重視するものであるはずである。ところが、現在の判例法によれば、少なくとも国際裁判管轄については、「当事者の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により条理にしたがって決定するのが相当」(最判昭和56・10・16民集35巻7号1224頁)とされ、民訴法に定める裁判籍のいずれかがわが国内にあるときは原則として管轄を認めてよいが、前記の理念に反する「特段の事情があると認められる場合」(最判平成9・11・11民集51巻10号4055頁)には管轄を否定するという判断枠組みになっている。これは、上記の対立構造の中では、対人管轄権という発想のもと、「被告が、フェア・プレイと実質的正義に関する伝統的観念に反しない程度の一定の最低限度の関連を法廷地に有する」(International Shoe Co. v. Washington, 326 U.S. 310 (1945))ことという条件が具備されれば、あらゆる請求権について管轄を認めつつ、裁判官が本来有している広い裁量を行って、管轄があっても行使しないこととするフォーラム・ノン・コンヴィニエンスの法理を組み合わせて調整をするというアメリカの仕組みに極めて類似していることが分かる。

(3) また、その他の個別論点として、国際裁判管轄の合意を制限するものとしての専属管轄ルールの根拠について、国家主権との関係を明らかにした。すなわち、不動産の物権に関する訴訟、会社の有効性等に関する訴訟、特許権等の登録を要する知的財産権の有効性等に関する訴訟、登記・登録に

関する訴訟、これらはそれぞれ不動産所在地、設立準拠法、知的財産権登録国、登記・登録国の専属管轄とされるが、このような発想は国内裁判管轄の議論にはみられないものであり、他国の主権的行為に一定の敬意を払い、介入しないという国際法的発想によってでなければ説明できないものであることを明らかにした。

(4) その他、管轄合意を認める要件などについても、日本での国際裁判管轄立法に役立つ論点を抽出することができ、それは法制審議会における議論を通じて、民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案(2010年通常国会に提出されている。)の基礎となる法制審議会国際裁判管轄法制部会における議論に生かすことができた。すなわち、国際裁判管轄の合意に関する法案3条の7は、その1項で、「当事者は、合意により、いずれの国の裁判所に訴えを提起することができるかについて定めることができる。」と定めた上で、その合意の形式的有効性について、「前項の合意は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面でしなければ、その効力を生じない。」こと、「第一項の合意がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなして、前項の規定を適用する。」(以上、2項・3項)と定めており、これはハーグ国際私法会議で採択された2005年条約と整合的である。また、合意の実質的有効性のうち、特に法廷地法として要求すべき点を定めた4項では、「外国の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意は、その裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないときは、これを援用することができない。」と定めており、日本の昭和50年最高裁判決を踏まえつつ、より一般化した条件を定めている。さらに、2005年条約及び日本の仲裁法附則3条・4条を踏まえ、消費者契約と労働契約に関する訴訟についての国際裁判管轄の合意に一定の制約を課している。すなわち、法案3条の7の5項は「将来において生ずる消費者契約に関する紛争を対象とする第一項の合意は、次に掲げる場合に限り、その効力を有する。一 消費者契約の締結の時に消費者が住所を有していた国の裁判所に訴えを提起することができる旨の合意(その国の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意については、次号に掲げる場合を除き、その国以外の国の裁判所にも訴えを提起することを妨げない旨の合意とみなす。)であるとき。二 消費者が当該合意に基づき合意された国の裁判所に訴えを

提起したとき、又は事業者が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において、消費者が当該合意を援用したとき。」また、6項は、「将来において生ずる個別労働関係民事紛争を対象とする第一項の合意は、次に掲げる場合に限り、その効力を有する。一 労働契約の終了の時にされた合意であって、その時における労務の提供の地がある国の裁判所に訴えを提起することができる旨を定めたもの(その国の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意については、次号に掲げる場合を除き、その国以外の国の裁判所にも訴えを提起することを妨げない旨の合意とみなす。)であるとき。二 労働者が当該合意に基づき合意された国の裁判所に訴えを提起したとき、又は事業者が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において、労働者が当該合意を援用したとき。」以上の通り定めている。以上の通り、本研究を踏まえた法制審議会国際裁判管轄法制部会での議論が具体的な形で日本の立法に結実しようとしている。

(5) なお、残された課題として、国際裁判管轄の合意を制約する専属管轄ルール(これ自体、法案3条の5が掲げる事項とハーグ国際私法会議で議論され、2005年条約では適用除外項目とされた事項とは異なる。)と、国際商事仲裁における仲裁付託事項(arbitrability)とは、同じく一国での裁判を排除することを認めるか否かという点では同じ働きをするにも拘わらず、両者はなぜ相違するのか、という問題があり、今後の研究課題としていきたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計6件)

1. 道垣内正人「外国等に対する我が国の民事裁判権」ジュリスト1387号58-67頁[2009] 査読なし
2. 道垣内正人「ハーグ国際私法会議における国際裁判管轄及び外国判決承認執行条約作成の試み - その総括的検討 - 」早稲田法学83巻3号77-130頁(2008) 査読なし
3. 道垣内正人「国際契約におけるボイラープレート条項をめぐる若干の留意点—準拠法条項・裁判管轄条項・仲裁条項—(1-7完)」NBL870号10-18頁(2007); 871号32-37頁(2007); 872号90-99頁(2008); 873号28-39頁(2008); 874号66-76頁(2008); 875号46-53頁(2008); 876号49-59頁(2008) 査読なし
4. 道垣内正人「専属的管轄合意と知的財産訴訟 - ハーグ管轄合意条約に関連して - 」季刊/企業と法創造7号42-46頁(2006) 査読なし

5. 道垣内正人「ハーグ管轄合意に関する条約(2005年)の作成過程における日本の関心事項について」同志社法学 58 巻 3 号(315 号) 243-288 頁(2006) 査読なし
6. 道垣内正人「2005年のハーグ『管轄合意に関する条約』」国際私法年報 7 号 184-224 頁(2006) 査読あり

〔学会発表〕(計 4 件)

1. 道垣内正人「日本の新しい国際裁判管轄立法について (New Japanese Rules on International Jurisdiction)」2010 年 2 月 25 日 KB21 セミナー“Current Rules and Legal Issues on International Jurisdiction in Japan and Korea” (Hanyang University (Seoul))
2. 道垣内正人「合意管轄・応訴管轄」2009 年 9 月 27 日国際共同研究集会「東アジアにおける国際裁判管轄規則モデルの構築」(神戸大学)
3. 道垣内正人“The Gist of the Hague Choice of Court Convention” The 3rd Asia Pacific Regional Conference of the Hague Conference on Private International Law (2008 年 9 月 24 日)(Langham Place Hotel(香港))
4. 道垣内正人“Application of the 1965

Service Convention in Japan” The 3rd Asia Pacific Regional Conference of the Hague Conference on Private International Law (2008 年 9 月 24 日)(Langham Place Hotel(香港))

〔図書〕(計 2 件)

1. 道垣内正人(商事法務)『ハーグ国際裁判管轄条約』(2009)総 494 頁
2. 道垣内正人(商事法務)「ハーグ管轄合意に関する条約(2005 年)」新堂幸司・山本和彦編『民事手続法と商事法務』(2006) 251-290 頁所収

〔その他〕

なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

道垣内 正人 (DOGAUCHI MASATO)

早稲田大学・法学学術院・教授

研究者番号：70114577